

平成30年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助事業 概要

1 目的

カラスによるごみ集積所での食い荒らしを撲滅するために、防鳥効果の高いごみ集積ボックスや折り畳み式ごみ収納枠をより多くのごみ集積所に設置することを目的とし、新規設置者に対して設置費用の一部を補助するものです。

2 補助対象者

- ①ごみ集積所を設置及び管理する町会の組織
- ②その他市長が認めるもの(集合住宅の所有者、町会未加入の任意団体など)

3 補助対象経費※

- ①ごみ集積ボックスの購入費
 - ②折り畳み式ごみ収納枠の購入費
 - ③自らごみ集積ボックスや折り畳み式ごみ収納枠を作製する場合の材料費
- ※既に設置されたものや修理費、架装・加工費、送料・設置運搬費は対象外。
また、購入や作成にかかる材料については市内業者（市内に本店を有するものに限る）より調達すること。

4 補助金額・基数

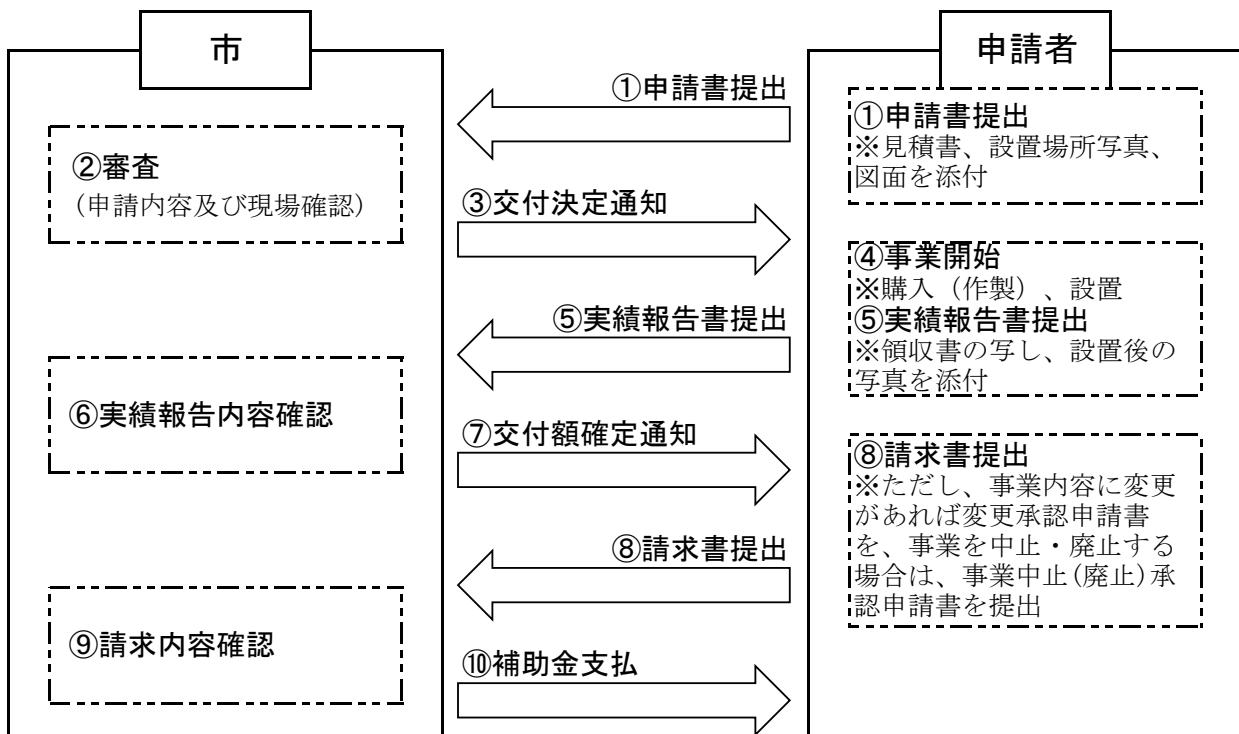
- ①ごみ集積ボックス 1基につき、補助対象経費実支出額（消費税含）の合計額の2分の1又は100,000円のいずれか少ない額。なお、1補助事業者あたりの年度内申請基数は3基までとする。
- ②折り畳み式ごみ収納枠 1基につき、補助対象経費実支出額（消費税含）の合計額の2分の1又は15,000円のいずれか少ない額。なお、1補助事業者あたりの年度内申請基数は10基までとする。

5 募集期間

平成30年5月1日（火）から平成31年1月31日（木）まで

※ただし、期間内であっても予算の範囲を超えた場合は申請の受付を締め切ります。

6 申請から補助金交付までの流れ



7 その他

補助申請にあたり、新たな場所にごみ集積所を設ける場合は、事前にご相談ください。